

2015年1月13日

大阪入国管理局 所長殿

RAFIQ (在日難民との共生ネットワーク)
大阪府高槻市大手町 6-24
TEL FAX 072-684-0231
MAIL rafiqtomodati@yahoo.co.jp

要望書

12月18日チャーター機で強制送還されたスリランカ人とベトナム人の中では大阪入管で最終された5名の方が含まれていた。再収容と移送、収容の処遇について要望する。

1. 再収容の時はすみやかに保証人に連絡すること。

12月17日再収容されたスリランカ人に関して保証人には他チャーター機で強制送還されても連絡がなく、収容場所の連絡もなく事実上の「行方不明」状態になっていた。この状態は保証人である家族や知人、NGOの不安を増大することになっていた。

「逃亡の恐れがないこと」を保証している保証人には速やかに連絡するべきである。

2. 大村入国管理センターへの移送を行わないこと。

私たちが知る限り、2013年4月以降、大阪入管での収容が2カ月を超え、6カ月を超えていることが非常に多くなっている。この収容の長期化に加え、被収容者が、大村入国管理局に移送されているケースが多く見られる。大村に移された場合、家族の面会が事実上不可能になる。難民申請者も支援者からの支援を事実上受けることができなくなる。また西日本センターに移収する場合に比べ多額の費用が必要となる。

被拘禁者取扱いのための標準最低規則「Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners」(被拘禁者取扱い最低規則)の37項「外部との接触」は「被拘禁者は、必要な監督下で、手紙と面会の両方によって定期的に家族と評判の良い友人との通信を認められなければならない」と規定している。

また、「あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則」(「Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment」)の原則19は「抑留又は拘禁の下にある者に対して、法律または合法的な規則によって指定された合理的な条件と制限を前提として、特に、家族による面会および通信を受ける権利を保証

し、外部との通信を行なう十分な機会を与えなければならない。」家族の面会を事実上不可能にすることは、こうした原則に反している。

難民の場合も、立証を支援することを申出ている NGO が存在するにもかかわらず、その支援を受けることを事実上不可能にすることは、「申請者は、(...) 当局に事案を提出するに当たり必要な便宜を与えられなければならない」とう UNHCR 難民認定ハンドブックの要請にも反する。

3. 大阪入国管理局で長期収容となる（2カ月を超えるもの）場合は、他のいずれの収容施設にも移収せず大阪入管で仮放免すること。

必要な身元確認が完了した時点で、難民など逃亡の恐れのない人や訴訟を提起した人は、大阪入管から速やかに仮放免するべきである。

特に難民を収容し退去強制令書を出すことは、難民条約 33 条「ノン・ルフールマンの義務」に違反する。

4. 速やかに医師の診察を受けさせること。また、入所時の健康診断を行うこと。

入管施設での死亡事故が相次いでいる、体調不良の被収容者の申し出があった時には、職員が判断せずに速やかに医師の診察を受けさせること。

また、入所時の健康診断を行うこと、感染症防止のためにも必要である。

医師の診断なしに薬が投与された事例がある。これについて調査し報告を行うこと。

5. 食品の差し入れを許可すること。

西日本入国管理センターでは食品の差し入れが許可されている。体調不良者などで弁当が食べられない人もいる西日本入国管理センターでの基準の食品の差し入れを許可するべきである。

以 上